

社会福祉法人みちのく会  
こどもり保育園  
重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、本園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人みちのく会
所 在 地	青森県西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞戸町字下富田 29 番地 7
電 話 番 号	0173-72-2277
代 表 者 氏 名	理事長 吉田 照生

2 利用施設

施設の種類	小規模保育事業
施設の名称	こどもり保育園
施設の所在地	青森県北津軽郡中泊町小泊砂山 1142 番地
連 絡 先	0173-64-2241 FAX 0173-64-2262
管 理 者	園長 福士 優子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	19 名 (3 号認定 19 名)
開設年月日	令和 5 年 4 月 1 日
事業所番号	

3 サービスの目的・運営方針

こどもり保育園（以下、本園という。）は、児童福祉法に基づいて保育を行い、保護者と共に児童を心身ともに健やかに育成することを目的とします。

本園の運営方針は、次のとおりです。

- ①園児の生活環境の如何に関わらず、保育上差別されないこと。
- ②地域の協力、家庭との緊密な連携のもとに、園児の最善の利益を考慮し、健全な心身の発達を図ること。
- ③園児の健やかな成長を図るため、一般児童育成団体への協力等に努めること。

4 本園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	1 7 2 3 . 9 8 m <sup>2</sup>
	園 庭	m <sup>2</sup>
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート平屋建
	床面積	7 7 1 . 7 3 m <sup>2</sup>

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
保育室	3 室	たいよう組 (5 歳児クラス) そ ら組 (4 歳児クラス) ほ し組 (3 歳児クラス)
乳児室(兼ほふく室)	1 室	に じ組 (0 歳~2 歳児クラス)
遊戯室	1 室	
調理室	1 室	
職員室	1 室	

5 職員の設置状況

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園 長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	4	3	1	
運転手	1		1	
調理員	1	1		
嘱託医 (内科)	1		1	
嘱託医 (歯科)	1		1	

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園 長	正規の勤務時間帯 (8:00~17:00)
主任保育士	正規の勤務時間帯 (7:00~18:00) ※
保育士	正規の勤務時間帯 (7:00~18:00) ※
調理員	正規の勤務時間帯 (8:00~17:00)
運転手	朝夕の送迎その他の業務 (7:00~18:00)

※早番・遅番等ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

3号認定
月曜日から土曜日とします。
日曜日、祝祭日、 年末年始 (12月29日から1月3日) は休園となります。

7 保育を提供する時間

①3号認定 (保育標準時間)

保育時間 7:00~18:00

延長保育 18:00~19:00 (有料)

②3号認定 (保育短時間)

保育時間 8:00~16:00

延長保育 7:00~8:00(無料)、16:00~19:00 (有料)

8 提供する保育等の内容

① 本園は、児童福祉法その他の法令並びに保育所保育指針の示すところに従い保育の提供を行います。本園の保育の内容は、「保育所保育指針」に定める健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域に基づき、生きる力の基礎となる、心情、意欲、態度を養うものとします。

② 保育及び時間外保育の提供は上記7に記載する時間において提供します。

③ 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼 食	午後間食	備 考
0歳児	9:30頃	11:00頃	15:00頃	離乳食有、 アレルギー対応有
1歳児				
2歳児				
3歳児		11:30頃		
4歳児				
5歳児				

※毎月月末に翌月の献立表をお配りします。

※食物アレルギーが疑われる場合、医師の診断書 (又は指示書) を提出してください。

個別にご相談の上、診断書 (又は指示書) に基づき本園で対応可能なものは除去食・代替食で対応します。

④ その他

子育て相談、預かり保育・一時預かり、延長保育事業の実施。

## 9 利用料金

### ①保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます（中泊町は認定時間内については無料です。）

### ②教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

① に掲げる保育料のほか、下記の費用を負担していただきます。

- ・預かり保育料金（1日1,500円、半日1,000円）
- ・延長保育料金（1時間200円、上限額 月4,000円）
- ・父母会費（月額 円）

## 10 利用の開始及び終了に関する事項

### ①入園

入園選考については原則として先着順とし、定員を超えた場合は市町村が利用調整を行います。

- ・入園決定された場合は、保護者と本園とで書面により利用契約を締結するものとします。

### ②休園

- ・病気その他の理由により休園を希望するときは、速やかに園長に申し出るものとします。
- ・休園する場合においても、保護者は休園期間についても定められた会費などの負担額を納入するものとします。（父母会費など）
- ・児童が多数伝染病に罹患する等、保育上重大な影響があるときは、休園となる場合があります。

### ③退園

・園長は、次のいずれかに該当する場合には、児童を退園させることができます。

- (1) 保護者から退園させる申し出があったとき。
- (2) 利用料の滞納があり、督促に応じない場合。
- (3) 利用児が理由無く長期にわたり欠席が続く場合。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

### ④卒園

- ・児童が小学校に就学したときは、保育の提供を終了します。

## 11 嘱託医・薬剤師

本園は、以下の医療機関・薬剤師と業務委託を締結しています。

### ①内科

医療機関の名称	小泊診療所
医院長名	
所在地	中泊町大字小泊字朝間 1-25
電話番号	0173-64-2117

### ②歯科

医療機関の名称	小泊診療所
医院長名	
所在地	中泊町大字小泊字朝間 1-25
電話番号	0173-64-2117

## 12 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口	・解決責任者 園長 福士 優子 ・受付担当者 主任保育士 奈良貴美子 (担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。) ・ご利用時間 開園日・開園時間内 ・電話番号 0173-64-2241 FAX0173-64-2262
第三者委員	電話番号 中泊町

※本園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1.3 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める、消防計画・不審者対策・危機管理マニュアル等により対応します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災報知機      ・誘導灯      ・ガス漏れ報知機      ・非常警報装置</li> <li>・避難車      ・非常用電源      ・非常食備蓄</li> <li>・その他、防災加工されたカーテン、カーペット、建具等の使用</li> </ul>
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
避難場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一次避難場所：園庭</li> <li>・第二次避難場所：小泊小学校（中泊町小泊砂山 1076-3）</li> <li>・第三次避難場所：</li> </ul>

1.4 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

本園では、以下の保険に加入します。

- ①全国私立保育園連盟保険制度  
大型タイプ（対人1名2億円／1事故10億円 対物1事故200万円）
  
- ②独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付  
（負傷・疾病医療費、障害見舞金88万円～4,000万円、死亡見舞金1,500万円～3,000万円）
  
- ③送迎バスの自動車保険

1.5 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する別紙の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

本園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人みちのく会 こどもり保育園

園長 福 士 優 子

私は、本書面に基づいてこどもり保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名： 印

児童から見た続柄：

児童のかかりつけ医療機関

医療機関名	
診療科	
主治医	
所在地	
電話番号	

緊急連絡先①

氏名		児童との続柄	
住所			
電話番号			

緊急連絡先②

氏名		児童との続柄	
住所			
電話番号			

## 個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図られるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

社会福祉法人みちのく会

こどもり保育園 園長 福士 優子 殿

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名： 印

児童から見た続柄：